

石川県核燃料税の新設（更新）について

1. 石川県核燃料税新設（更新）の理由 〔石川県協議書抜粋〕

原子力発電所の立地に伴い、安全・防災対策に係る財政需要が生じることから、本県では、平成4年10月に核燃料税を創設し、以降5年ごとに更新しております。

現行の核燃料税条例は、平成29年10月7日をもって適用期間が終了することとなりますが、県民の原子力発電所に対する不安を払拭するため、これまで安全・防災対策をはじめ、生業安定・民生安定等の諸施策を積極的に展開してきたところであり、引き続きこうした施策を実施する必要があります。

つきましては、今後ともこうした財政需要の不足額に充足させるため、さらに条例の適用期間を5年間延長しようとするものであります。

2. 石川県核燃料税の概要

課税団体	石川県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：34,900円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（30年度）1,175百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（平成29年10月8日～平成34年10月7日）

3. 同意要件との関係

石川県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回更新を予定している石川県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

（参考）石川県核燃料税と電源開発促進税との比較

項目	石川県核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	販売電気
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：34,900円／千kW／課税期間（3か月）	375円／千kWh

② 住民の負担

特定納税義務者である北陸電力は、年間売上高4,976億円（平成28年度決算ベース）の企業であり、本件条例による負担は約15億円／年（平成29年度から平成34年度までの5か年平均）であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり14.4円／月と見込まれ、今回の変更によっても、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

石川県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。石川県核燃料税は、石川県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している石川県核燃料税については、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。